



令和4年 第3回臨時会

# 会 議 録

(令和4年5月13日)

枕崎市議会

令和 4 年

枕崎市議会第 3 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（5 月 1 3 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
5 月 1 3 日（金）	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第 3 号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第 4 号、第 5 号） 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(令和4年5月13日)

令和4年枕崎市議会第3回臨時会

議事日程（第1号）

令和4年5月13日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	39	副市長の選任について	
4	40	専決処分の承認を求めることについて	
5	41	専決処分の承認を求めることについて	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 中 原 重 信 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 総務課長
堂 原 耕 一 企画調整課長	籠 原 正 二 財政課長
西 村 祐 一 健康課長	山 口 太 税務課長
田 代 勝 義 企画調整課参事	平 田 寿 一 総務課参事
木之下 浩 一 教育長	宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長	水 流 敏 幸 監査委員
中 山 俊 吾 総務課行政係長	立 石 秀 和 総務課職員係長
川 野 優 治 健康課主幹兼保険医療係長	福 元 浩 二 税務課管理収納係長
茅 野 真利子 税務課課税係長	中 村 郁 郎 税務課固定資産税係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任	水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和4年第3回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、4番沖園強議員、11番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、人事案件1件及び専決処分の承認を求めることについて2件の計3件であります。

このうち、ただいま上程されました議案第39号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号副市長の選任につきましては、本田親行氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番城森史明議員 私はこの前、不同意という結果が出たときに、市長がマスコミに対して行ったコメントに対して質疑いたします。

その中で、市長は再提案したいということを述べられていました。再提案したいということは、前の副市長をもう一回議会に同意を求めるということで理解したんですが、どうして今の状況になったのか。

それと、その中で副市長の役割というものを、市長なりの考えを述べられておられました。その中でですよ、議会との調整機能は副市長に求めないという発言がありました。その中で、議会との調整機能は事務局でやるべきだということをおっしゃられましたが、その辺の真意はどうなんですか。

ちょっと私も理解できないんですよ。なぜかという、議会との会議において、予算特別委員会、常任委員会等は、全て副市長が出席されて市長は出席されないわけですよ。その中で、当

然、議会の中で市長を代弁するような形、それは調整機能に当たるのかどうか分かりませんよ、市長が考えておられる。そういうことを副市長はすべきじゃないんですか、その点はどうなんでしょう。

やっぱりですね、副市長の選任に当たって、その辺の市長の考え方を明確にしないとですよ、次に進めないと思いますよ。そして、2期目のしょっぱなでしょう。はっきり言って一番大事な時期だと思いますよ。そういう意味で、そういう見解を聞いているんです。

**○前田祝成市長** ただいまの質疑について答弁いたします。

まず1つ目の、再提案をしたいというコメントを私が発したそのタイミングにつきましては、前回の本会議の場で不同意になったすぐ後にそういう形で表明をさせていただきました。

私自身は、そのあたりについての判断をですね、その後、今回変えたわけですけれども、そこについてはその後のプロセスが当然ございます。

当然、しかるべき方々に相談をしたりとか、あるいは市民の反応とか、あるいは議員の皆様方の反対の理由みたいな部分を私なりに判断させていただきました、今回このような形での提案をさせていただきましたところですよ。

それともう一つ、調整機能につきまして議員のほうから質疑がございましたが、この件に関しましては、調整機能ということをごどのように捉えるかという部分だと思うんですけれども、基本的には2元代表制といいますか、執行部と議会の中での議論というのは議会の中でやるべきものだと思います。

議会以外のところでの調整機能とかっていう部分につきましては、私自身はそこは難しい部分あるかと思いますが、当然、議会事務局もございまして、そのあたりも含めて議会以外のところでの議会と執行部とのやり取りという部分については、特にそれを副市長の責務として、職責として、私自身は求めていないと。

ただ、おっしゃられるように、議会の中で私が出席しない委員会等の議論は当然、副市長には求められる部分でございますので、そこについては当然、私としては、副市長は私の職務代理人にもなるわけですから、そこは当然求めているというふうに認識していただければと思います。

**○6番城森史明議員** 私はその調整機能っていうのがちょっと不適切な発言だと思いますよ。もっと後で議員からもですね、当局と議会との信頼関係が築けなかったというコメントがありましたよ。だから、やっぱり信頼関係を築くことが市長は当然ですよ、副市長も市長代理なんですから、そういうことに尽力すべきじゃないかと思うんですよ。信頼関係を築くためのあれですよ。調整機能ちゅう言葉はちょっと私はそういう意味では不適切だと思います。

そして、2期目の政策の中で、施政方針の中で金山小学校にIT企業を誘致するというところで私は画期的なことだと思いました。評価しますよこれは。

今まで一生懸命みんな取り組んでできなかったことを、今回、道筋をつけたわけですよ。その出ばなをくじくようなことが実際起こったわけですね。だから、その2期目に対してもやっぱりそういう意味ではね、副市長はどのような働きを示したのか、それは分かりません。

だから、そういう意味では、やはり市長もその辺やはり副市長という職責はどういうものなのかということをはっきり議会に対しても、市民に対しても示すべきじゃないですか。それをはっきりしないことには、今後もまた副市長が代わってもですよ。

ですから、そういう意味ではもう一回お聞きしますが、その調整機能じゃなくて議会との信頼関係を副市長に求めるんですか。

[傍聴席で発言する者あり]

**○永野慶一郎議長** お静かにお願いいたします。

**○前田祝成市長** 前回、調整機能という言葉は、私のほうから出た言葉ではなくて、そういう言葉がございましたので、調整機能ということに対して私自身の考え方を述べさせていただいたの

が私の発言になります、それは私のブログの中で発言させていただいた部分です。そこについては、先ほどの答弁で御理解いただければと思います。

当然、議会と執行部との間の関係というのは非常に重要でございますので、そこは我々執行部としても大切にしたいと思っています。それは私もそうですし、当然、副市長の職にある者もそうですし、職員もそうです。そこについては何ら異議はなく、それはしっかりやっつけていかないといけないと思っています。ですので、そこについてはですね、特に今、質疑者が言われることに対して私は反論といいますか、否定するものではございません。

先ほど金山小学校の話が出ましたけれども、当然、金山小学校についてもですね、昨年から動いている話でありまして、そこに対する前職の貢献というのは非常に大きいものがございます。昨日ちょっと報道されましたけれども、例えば、本市のPRビデオの制作に関しても、かなり前職の貢献もございます。そのあたりもあって、私は前回、そのような形での再任という形で提案をさせていただきました。

ただ結果としてですね、同意をいただけなかったという事実は事実として受け止めて、今回、先ほど申し上げましたような形でのプロセスを経て、今回このような形で新たな人事ということで提案させていただいたものでございますので、そこは御理解いただければと思います。

**○4番沖園強議員** マスコミの取材に応じたのは私でございます。その取材の中で、調整機能ちゅうのを議会との調整機能とは一言も言うておりません。私がマスコミに応じたのは、市民、団体あるいは職員とのそういった調整機能に欠けているなど、それは私個人の見方でありました。

そこで1つだけお聞きしておきます。市長は、ブログを再三更新されているんですけど、ブログを削除もされております。その削除されたブログの中等でも投稿されているんですけど、結局、2元代表制の議決をどう受け止めとるのかと非常に不可解でなりませんでした。

そして、ましてや前回の副市長選任に当たっては、当の本人がそこにお座りになっているのに、誰が批判とか聞けるもんですか。私はそれはできないと思いますよ、人間として。そういった経緯等があって、論理不足だと、責任を議会のほうに転嫁してしまうと、非常に私自身、憤慨いたしました。それで、議会の議決というものについての見解をお聞きします。

**○前田祝成市長** まず最初に、ブログの削除というお話がございましたが、ブログは削除してございません。副市長の同意をいただけなかった議案に対しての私のブログというのは、今も見られる状態になってございますので、そこについては御理解いただきたいと思います。

2元代表制について申し上げますと、当然、地方自治の場合はですね、執行部と議会という形での2元代表制っていうのは、もう地方自治法の中にうたわれていることでありまして、そこについては、地方自治を進めていく中で一番大事な部分だと認識してございます。その議決については、それはもう本当に真摯に受け止めないといけないことだと思っております。

そこは、私も就任してからずっとそこについてはですね、全く、議論もなくといいますか、2元代表制というのは、地方自治の基本であるという認識は持っているところでございますので、そこについてはですね、私自身は何も疑問も持たずにやっておりますし、この議会自体もまさにその場だというふうに思っておりますので、そこは御理解いただければと思います。

**○4番沖園強議員** そこが軽んじられてしまったと。ああいったブログを投稿されてしまうとですね、議会の議決、11人が反対されて、2人の方が賛同されたと、そういった議会の議決そのものを軽んじているというふうにしか思えないんですよ、ああいうブログが投稿されると。それだけは指摘しておきます。

**○永野慶一郎議長** ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。



ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第3号副市長の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番中原重信議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のおおりに、賛成多数であります。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時54分 休憩

午前9時55分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第4号及び第5号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第40号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置が行われたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正

の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第41号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げがなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

**○永野慶一郎議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

**○9番立石幸徳議員** 専決処分の2件が承認を求められておりますけれども、これは1件ずつですね、説明並びに答弁をいただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、まず、専決第2号のこの市税条例の関係からですね、お尋ねをします。

今回の改正部分、税務課のほうで作成されました非常に詳細な参考資料が提出されておられます。

この参考資料を基にですね、質疑をさせていただきますが、この市税条例の関係では、現在の本市には影響がない、實際上、影響のない項目が大半のようであります。

例えば、商業地等の課税標準額の上昇幅について改正になっているんですけれども、本市の地価はむしろ上昇どころか下がっているわけですから、この点は該当をされないと。

それから、負担水準60%未満の土地もですね、實際上、本市には存在しないということですので、この改正部分も影響なしということで資料にも記載されております。

1点だけですね、本市条例附則第10条の2ですね。いわゆるわがまち特例って言い方がされますが、この公害防止用設備の件なんです、現在の4分の3を5分の4に改正するということになるわけなんですけれども、この点の影響、そこに条件があるみたいなんです、この附則第10条の2についてですね、説明をいただきたいと思っております。

**○山口太税務課長** 附則第10条の2の改正について御説明申し上げます。

附則第10条の2の改正につきましては、新旧対照表では1ページの下から2ページにかけ、1ページの下のところになりますけれども、第2項の法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合、これがただいま議員からございました下水道の除害施設関係であります、この特例割合の4分の3を5分の4と改める改正であります。

そのほかは、地方税法改正による項ずれに伴う条文整備であり、ただいま議員からございましたとおり、条例改正による直接の影響はございません。

さきにお配りした資料では、改正条例に関する資料、3分の1から3分の3ページまでである資料の3分の1ページの中ほどになりますけれども、あるいは国の13ページまである資料をお配

りしていますけれども、それには3ページに記載されております。

今回、地方税法の改正におきまして、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長が行われております。

このうち下水道除害施設につきましては、公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のため、下水道の排水区域内において、下水道使用者が設置するものでありますけれども、除害施設の設置につきましては、下水道法に基づく条例上、事業者の責任において、当然に対応すべきものである一方で、新たに下水道の排水区域となった区域の既存事業者においては、新たに除害施設を設置する義務が生じるために、当初想定していなかった負担が生じることも考えられることから、今回の税法改正におきまして、新たに下水道の排水区域となったことによって、除害施設の設置義務が生じる既存事業者に対処を限定することとされました。

そして、事業者の社会的責任を果たす観点から、特例率を見直した上で適用期限が令和6年3月31日まで2年延長することとされたものであります。

具体的には、資料に記載のとおりですけれども、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用が開始された日から引き続き事業を行う者が下水道を使用するに当たって、当該工場等に設置した除害施設について課税標準を価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合というふうに改められましたので、今回、本市におきましては、この参酌基準の5分の4を採用いたしまして、特例割合を4分の3から5分の4に改めようとするものであります。

なお、この下水道除害施設関係のこの規定は、本市では下水道区域については整備済みということでもありますし、令和4年度、令和5年度、いわゆる令和6年3月31日までに新たに供用開始をする区域っていないということでもありますので、改正後のこの条項の適用ということはないであろうと考えております。

ただ、地方税法におきましてこの措置が今後どんどん延長されてきまして、また本市でも下水道整備の関係の状況に変化があり、また、新たな供用開始区域が出てまいりますと、この規定が適用となるケースも出てくるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○9番立石幸徳議員** 今この附則第10条の2の部分についても、本市の現在の実態としては、適用されるものはないという見込み、この改正の4分の3を5分の4にするその意味といいたしうかね、これは除害施設を設置するに当たって、その辺をやりやすいといいたしうかね、設置がしやすいようにするんだとそういう確認でいいんですかね。それは後で答えいただきたいと思います。

もう一点、この専決第3号のですね、この国民健康保険税の関係、この部分が、いわゆる基礎部分、基礎課税が2万円と後期分1万、合わせて3万円が限度額としてプラスされるようになっております。これをこれまでの最高限度額と比較しますと、介護給付金も該当する方になりますと、今までの99万円から最高限度がですよ、3万プラスですから、いよいよ最高限度額102万円ということで100万円を突破したことになるわけですね。

そこで、まず今回の国保関係の改正の影響、これも先ほどの税務課長説明にあった3ページの資料で、3分の3ページのところですね、一番下に影響と米印が出ておまして、基礎課税額、現行63万の超過世帯が25世帯ですね。これが、今度の改正で1世帯減ると24になる。影響額として48万7,000円と書いてございます。

それから、後期高齢者の支援金の関係でも、現在の19万円を超過しているのが26世帯ですが、改正後は25ということで、これも1世帯減って影響額が25万3,000円。

ただ、影響額ということで資料には出ておりますが、この影響額なるものの実態といいたしうかね、それぞれの金額が本市国保会計にとっては増収になっていくと、こういう確認でよろしい

んですかね。この点も答弁をいただきたいと思います。

それからあわせてですね、この国のほうの資料、これは昨年10月22日ですか、厚労省の今度の限度額引上げを決定された厚労省審議会の資料ですよね。この中ほどで、いわゆる被用者保険とのバランスを考慮して、賦課限度超過額は超過額の世帯割合を1.5%に近づくようにするという方針が出ているんですね。

最終的にこの国の資料の13ページ、今度の3万円引上げで限度額該当世帯が、これ推計でございまして、全国としては1.58%ということで1.5%台という推計になっているんですが、この部分の本市の割合は幾らになってくるんですか。

3点目ですね、この13ページの一番最後の部分、この最高限度額を引き上げる意味ですね。一番下の表といいましょうか、ここに年収が400万の方の保険料への影響が出されておまして、最高限度額を引き上げることで、年収400万の方は、推計として結果的に、今までどおり据え置いた場合が32.7万円が限度額となり、引上げによって32.5万円つまり2,000円、400万収入の方は減額するという、そういった推計が出ているんですね。

つまり最高限度額を引き上げるという意味合いは、中、低所得者層の負担を軽くしていくと。その意味合いで、最高限度額を引き上げるんだと、こういう理解でいいんですか。

以上3点、お尋ねをいたします。

**○山口太税務課長** まず、先ほどの下水道除害施設の関係からお答え申し上げます。

先ほどもお答えいたしましたとおり、新たに下水道の排水区域となったことによって、事業者は、新たに除害施設を設置する義務が生じるために当初想定していなかった負担が生じるということから、そういったことを軽減するために、そういった特例割合についても改めまして、負担軽減を図るという趣旨の法改正であろうと考えております。

次に、国税の関係について説明申し上げます。

条例改正の内容につきましては、議員からお話をいただいたとおりであります。

ここで、少しせつかく国の税制改正に関する資料を本日は配付いたしておりますので、国の税制改正に関する資料の9ページから13ページまでが、ただいま議員からございました令和3年10月22日に開催された社会保障審議会医療保険部会において配付された資料でありますので、それに沿いまして、今回どのような根拠とか理由によって限度額引上げが検討されてその措置がなされたかということ、若干、説明させていただきたいと思います。

まず資料10ページを御覧ください。

国民健康保険の保険税の賦課限度額、課税限度額につきましては、例年10月とか11月の時期に、来年度の限度額の案を国がこの社会保障審議会医療保険部会に説明をして、御意見をいただいた上で政府として決定していくという形で進められているようであります。

ここでは平成12年度以降の限度額の推移が上げられておりますけれども、平成12年度は介護保険法が施行された年でございますので、このときはプラス7万円となっております。

この前も含めて基本的には最大でプラス4万円、ここ10年ぐらいでは4万円ないし3万円上限を上げているという状況ということでもあります。

なお、令和3年度につきましては、令和2年11月の部会で説明があったようではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて据え置いたというような経緯ということでございます。

次に、資料11ページを御覧ください。

近年の引上げの根拠といたしまして、そこに平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議の報告書、あるいはそれに基づく持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の規定に基づいて議論をしてきているというようなことが書かれております。

これはいわゆる社会保障と税の一体改革におきまして、いわゆる社会保障の充実安定化と、そ

のための財源確保、財政健全化を目指して、平成24年8月に関連8法案が成立いたしました。

その後、社会保障制度改革推進法という法律に基づきまして、内閣に先ほど申し上げました社会保障制度改革国民会議が設置されました。

そして25年8月6日に取りまとめられた報告書が資料に掲載されている報告書になります。

その中で、下線が引かれているように、国保税の課税限度額を引き上げるべきという内容が盛り込まれているということでもあります。

また、この報告書等に基づきまして、いわゆる改革の全体像や進め方を明らかにする法案が提出されました。

これが平成25年12月に成立いたしましたけれども、その法律が紙上に掲載されております持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律であります。

資料にありますとおり、その法律の第4条を要約しますと、政府は持続可能な医療保険制度等を構築するため、国民健康保険の、保険税ですね、保険税の賦課限度額の上限額の引上げについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしてされているということで、国は、近年はただいま申し上げたようなことを根拠として、毎年、限度額引上げについて検討してきているということでございます。

次に資料12ページを御覧ください。

賦課限度額の見直しの考え方ですけれども、3つ目の丸のところでございますが、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況の中において、限度額を引き上げないということにいたしますと、高所得層の負担が変わらない中で、中間所得層の負担が重くなる状況になるということでもあります。

これ先ほど議員からあったとおりでございます。

下のイメージ図の真ん中の①の図になります。こういう状況にならないようにするためにということで、保険料の負担の上限を引き上げて、高所得層に少し多く御負担をいただいた上で中間所得層の保険料に配慮するような形、いわゆる必要な保険税収入を確保するために保険税のいわゆる増額改定を行う場合でも、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能になるという考え方のもとで限度額の見直しが行われてきているということでございます。

下のイメージ図の右の②の図になります。こういったことを踏まえまして、次に13ページをお開きください。

令和4年度の国民健康保険税の賦課限度額の在り方の案が整理されましたということです。

1つ目の丸にありますとおり、これまで被用者保険におけるルールとバランスを考慮して見直しをしてきているということでありまして、これも議員からございましたとおり米印のところに記載されているとおり、被用者保険におきましては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が、0.5%から1.5%の間となるようにということで法律で定められるということであり、これとのバランスを考慮しまして、2つ目の丸のところに記載のとおり、令和4年度は、限度額の超過世帯割合が1.5%台となるように整理をいたしまして、全体として3万円引き上げることにしてはどうかということとされたようです。

また、3つ目の丸に記載のとおり、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金分とございますけれども、それぞれのバランスを考慮しまして、基礎課税分を2万円、後期高齢者支援金等課税分を1万円引き上げることとしてはどうかというふうに整理をされたようです。

あと資料の下のほうに表が幾つかついておりますけれども、右の上から2つ目の表、限度額該当世帯の割合という表がありますが、それを御覧いただきますと限度額引上げを行わない場合というのが引上げ前、R4と書かれているところですがけれども、一番右の合計の欄で、引き上げないと割合が1.68%ですがけれども、これを引き上げることによりまして1.5%台の1.58%となるということのようでもあります。

そして一番下の表ですけれども、先ほど議員からございました表でございます。

年収400万の世帯と限度額該当世帯で比較をした表ですけれども、引き上げない場合には、当然、賦課限度額該当世帯はプラスマイナスゼロですけれども、引き上げることによりまして、限度額該当世帯もプラス3%御負担を上げていただく。

これによりまして、中間所得層の伸び率が抑えられるということのようであります。

国の資料の説明については以上ですけれども、議員からお尋ねがございました3点につきまして御答弁申し上げます。

まず、限度額引上げの影響額でございますけれども、資料の記載の仕方が不十分で大変申し訳ございません。改正条例に関する資料の3分の3ページ一番下のところに記載しております影響額につきましては、基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分ともそれぞれ増額となるものでございます。

次に、2番目に限度額超過世帯割合を1.5%台に近づけるための引上げですけれども、本市の状況はどうかということでございますけれども、本市における限度額超過世帯の割合については、令和4年度引上げ前が1.28%、これを限度額引上げ後が1.26%となると試算しております。

次に最後になりますけれども、資料13ページ一番下の表についてであります。先ほども申し上げましたとおり、社会保障審議会の医療保険部会におきましては、この一番下の表の年収400万の世帯と限度額該当世帯で比較をした表について、限度額を引き上げない場合には、当然、賦課限度額該当世帯はプラスマイナスゼロですけれども、引上げによりまして限度額該当世帯もプラス3%御負担をいただく、これによりまして中間所得層の伸び率が抑えられるといった説明がなされているようであります。

その表の一番右側の合計欄の説明書きにも、引上げにより、中間所得層の伸び率を抑えられるという同様の記載があります。

ただいま議員からございましたとおり、具体的にその表に記載されている数字で申し上げますと、一番右の合計欄の中間所得層の前年度からの保険税の伸び率が限度額据置きの場合はプラス6.6%の32.7万円、限度額を引き上げた場合はプラス6.0%に抑えられまして、32.5万円になると推計されているということだろうと思います。

今回の限度額引上げによりまして、中間所得層の税額が直ちに引下げになるということではございませんけれども、限度額を引き上げた場合には、限度額該当世帯もプラス3%負担を上げていただくことによって、必要な保険税収入を確保するために保険税率の引上げを行った場合でも中間所得層の税額の伸び率は抑えられると。

その表の一番右の合計欄の括弧102万円というところに記載のとおり、限度額を据え置いた場合よりも負担が少なくなるものであると、そのように理解しておりますので、先ほど議員からございました今回の限度額引上げについては、中間所得層に配慮した、そのような形で今回のような措置がなされたということでございます。

以上でございます。

**○9番立石幸徳議員** 最後にですね、今度の専決のことも含めてですね、これからのこの国保制度の本市の在り方といいたいまいしょうか、今、税務課長の説明があったように、最高限度を引き上げることで、中間所得層のいろんな状況を勘案して、その中間所得層に配慮するということは資料からもよく分かるんですけれども、ただ国保の場合は、ここへ7割・5割・2割の軽減世帯っていうのがあるわけなんです。

まず健康課長に聞きたいんですけど、一番直近の本市の軽減世帯の割合ですね、7割・5割・2割軽減、全部含めて本市国保世帯で何割の方が軽減世帯に該当しているんですか。

**○西村祐一健康課長** 軽減世帯の状況について申し上げます。

令和3年度中に軽減世帯に該当した世帯の割合につきましては、まず、医療・後期分では世帯

数3,561世帯のうち、軽減対象外の世帯数が1,170世帯、32.9%でありましたので、差引き2,391世帯、67.1%が軽減世帯に該当したという実績になっております。

また、介護分におきましては、世帯数1,581世帯のうち、軽減対象外の世帯数は566世帯、35.8%でありましたので、差引き1,015世帯、64.2%が軽減世帯に該当したという実績になっております。

**○9番立石幸徳議員** 最後に、少し要望も含めてですね、お尋ねをしますけれども、この中間所得層というのは実にですね、軽減の対象にもならない。そして、限度額も引き上げないと、中間所得層だけが非常にいろんな意味で、簡単に言うと割が悪いですって言いましょうか、軽減世帯はどんどん増えていく。こういう国保制度というのは私は何回となく一般質問でも触れていますが、実に異常な制度だと思っています。

そういう意味で、本市の場合も3年前でしたかね、税率改定をしたんですが、令和5年度が税率改定の予定になっているんですね。前回の改定するときも中間所得層が非常に改定の在り方としても負担が増えたという状況、そういった状況をですね、改善していかないと、軽減世帯は増える、限度額は上がったにしても、この中間所得層の方々は本当に悲鳴を上げるんじゃないかと思えますよ。

そういう点を踏まえて、最後に市長に今後の国保の税率の在り方、そういう点について見解を聞いておきたいと思えます。

**○前田祝成市長** 今議員からございましたように、そのような中間層の負担の在り方を含めた制度の在り方という部分については、非常に我々も申し上げたい部分が多々ございます。

税率改定につきましても、前回の税率改定のごときに次の税率改定の予定までお話をしておりますが、現状を見たときに、国保税の加入者の所得状況とかそのあたりを十分配慮した上で、次の税率改定についても時期も含めて再検討したいなと思っております。

それと、国保税に関しましては、今、我々が県、国に申し上げていますのは、まずは保険料統一についてまず動いていただきたいという話は、常々我々としては県のほうにも申し上げておりますので、そのあたりの要望関係についても市長会なり、期成会なりを通じて、しっかりと伝えていきたいというふうに思えます。

おっしゃられるように、やはり制度の在り方というのを根本的にという部分については同じような考えでございますので、そのあたりについてはまた議会のほうとも議論しながら進めていければというふうに思えます。よろしくお願ひします。

**○永野慶一郎議長** ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和4年第3回臨時会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 沖 園 強

枕崎市議会議員 中 原 重 信